

## 島根県担い手育成・確保等対策事業費補助金交付要綱

制 定	平成24年4月6日付け	農第460号
改 正	令和3年4月30日付け	農第88号
改 正	令和4年4月19日付け	農第74号
改 正	令和4年7月28日付け	農第467号
最終改正	令和5年5月10日付け	農第213号

(通則)

**第1** 県は、次に掲げる経費につき、予算の範囲内において、事業実施主体（農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「人材力強化事業実施要綱」という。）別記1農業次世代人材投資事業の第4に規定する交付主体、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「育成対策実施要綱」という。）別記1経営発展支援事業の第4に規定する事業実施主体、別記2就農準備資金・経営開始資金の第4に規定する交付主体、別記4サポート体制構築事業の第4に規定する事業実施主体、別記5農業教育高度化事業第5の4の（6）の取組に関して、公益社団法人国際農業者交流協会が実施する海外農業研修の研修生となる者及び新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知。以下「緊急対策実施要綱」という。）別記6初期投資促進事業の第4に規定する事業実施主体。以下同じ。）に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日12構改B第350号農林水産事務次官依命通知）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

- 1 人材力強化事業実施要綱第2に規定する別表1のイ及びウの事業の実施に要する経費
- 2 育成対策実施要綱第2に規定する別表1、2及び4の事業の実施に要する経費
- 3 育成対策実施要綱第2に規定する別表5のイの（カ）の事業の実施に関して、公益社団法人国際農業者交流協会が実施する海外農業研修に必要な経費
- 4 緊急対策実施要綱第2に規定する別表6の事業の実施に要する経費

(交付の対象及び補助率)

**第2** 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるところとする。  
2 算出された交付額に千円未満が生じた場合は切り捨てるものとする。

(申請手続)

**第3** 事業実施主体が規則第4条により知事に提出する書類は、別記様式第1号のとおりとする。  
2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定

する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付申請書の提出期限)

**第4** 規則第4条の規定による申請書の提出期限は、知事が別に定める日までとする。

(交付決定の通知)

**第5** 知事は、第3の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請書の内容が当該事業の目的及び内容に照らし合わせて適正であるか等について審査の上、適正であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、速やかに事業実施主体に補助金交付決定の通知を行うものとする。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

**第6** 事業実施主体は、補助事業の内容を変更しようとするとき(第7に定める軽微な変更を除く。)は、規則第9条第1号の規定に基づき、別記様式第2号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(軽微な変更)

**第7** 軽微な変更とは、別表の重要な変更の欄に掲げる以外の変更とする。

(概算払の請求)

**第8** 事業実施主体は、第5の規定による交付決定通知をもとに補助金の概算払を請求するときは、別記様式第3号による概算払請求書を作成し、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する概算払請求書の提出があり、概算払することが適当であると認められるときは、地方自治法施行令第162条第3号の規定により概算払を行う。

(交付決定前着手の届出)

**第9** 事業実施主体は、やむを得ない事情により第5の規定による交付決定前に事業に着手する場合は、別表1の事業については人材力強化事業実施要綱別記1の第6の2(3)の規定、別表2の(1)の事業については育成対策実施要綱別記1の第9の2の(3)の規定、別表2の(2)の事業については育成対策実施要綱別記2の第8の2の(3)の規定及び別表3の事業については緊急対策実施要綱別記6の第9の2の(3)による県の事業計画の承認後、別紙様式第4号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を知事に提出するものとする。

(事業遅延の届出)

**第10** 事業実施主体は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11 事業実施主体は、補助金の交付の決定があった年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までに知事に提出しなければならない。ただし、別記様式第3号による概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

(実績報告)

第12 事業実施主体は、補助事業を完了したときは、規則第10条の規定に基づき、その日から、1か月を経過した日又は事業実施年度の末日のいずれか早い日（ただし、補助金の全額が概算払いにより交付された場合は翌年度の5月10日までとする。）までに、別記様式第6号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の経理)

第13 事業実施主体は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 交付規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して10年間整備保管しておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第14 規則第13条第1項第4号の規定に基づき知事が指定する財産は、全ての機械等とする。

2 規則第13条第2項に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

第15 知事は、第3の2ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 事業実施主体は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第7号による報告書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

## 附 則

この通知は、平成24年4月6日から施行する。

## 附 則 （平成27年2月3日付け農第1473号）

1 この通知は、平成27年2月3日から施行する。

2 この通知による改正前の島根県新規就農者総合支援事業交付要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

**附 則**（平成28年2月29日付け農第1436号）

この通知は、平成28年2月29日から施行する。

**附 則**（平成29年4月1日付け農第91号）

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の島根県新規就農・経営継承総合支援事業交付要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

**附 則**（平成30年4月1日付け農第28号）

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（令和元年5月17日付け農第119号）

- 1 この通知は、令和元年5月17日から施行する。
- 2 この通知は、平成31年4月1日から適用し、同日前の島根県新規就農・経営継承総合支援事業交付要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

**附 則**（令和2年5月12日付け農第156号）

- 1 この通知は、令和2年5月12日から施行する。
- 2 この通知は、令和2年4月1日から適用し、同日前の島根県新規就農・経営継承総合支援事業交付要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

**附 則**（令和3年4月30日付け農第88号）

- 1 この通知は、令和3年4月30日から施行する。
- 2 この通知は、令和3年4月1日から適用し、同日前の島根県新規就農・経営継承総合支援事業交付要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

**附 則**（令和4年4月19日付け農第74号）

- 1 この通知は、令和4年4月19日から施行する。
- 2 この通知は、令和4年4月1日から適用し、同日前の島根県農業人材力強化総合支援事業交付要綱に基づき実施している事業及び同日前の島根県新規就農・経営継承総合支援事業交付要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

**附 則**（令和4年7月28日付け農第467号）

- 1 この通知は、令和4年7月28日から施行する。
- 2 この通知による改正前の島根県農業人材力強化総合支援事業交付要綱に基づき実施している事業及び同日前の島根県新規就農・経営継承総合支援事業交付要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

**附 則**（令和5年5月10日付け農第213号）

- 1 この通知は、令和5年5月10日から施行する。
- 2 この通知は、令和5年4月1日から適用し、同日前の本要綱に基づき実施している事

業、同日前の島根県農業人材力強化総合支援事業交付要綱に基づき実施している事業及び同日前の島根県新規就農・経営継承総合支援事業交付要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例によるものとする。

別表（第2、第7関係）

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容変更
担い手育成・確保等対策事業費補助金	<p>1 農業人材力強化総合支援事業 農業次世代人材投資事業</p> <p>ア 経営開始型（農業生産工程管理（GAP）によって適切に農場管理を行う者又は取り組みもうとする者に限る。農林産物の場合にあつては国際水準GAP（美味しまねゴールド等）を当該事業開始後1年以内を取得するものとし、非食用農産物の場合にあつては農林水産省が策定した「国際水準GAPガイドライン（その他非食用）」に準拠した農場管理を行うものとする。）</p> <p>イ 推進事業</p> <p>ウ 経営発展支援金</p>	<p>ア 経営開始型定額 （ただし、経営開始1年目から3年目までは交付対象期間1年につき1人当たり年間150万円、4年目以降は年間120万円（なお、改正前の人材力強化事業実施要綱別記1の第5の2の(2)のイの要件を満たす場合は夫婦合わせて上記額に1.5を乗じた額）</p> <p>イ 推進事業費所要額</p> <p>ウ 経営発展支援金150万円以内</p>	<p>経費の欄に掲げるアの経費からイまたはウの経費への流用</p>	<p>1 事業費の増 2 事業費の30%を超える減</p>
	<p>2 新規就農者育成総合対策</p> <p>(1) 経営発展支援事業</p> <p>ア 経営発展支援事業（農業生産工程管理（GAP）によって適切に農場管理を行う者又は取り組みもうとする者に限る。導入機械等に係る作目につい</p>	<p>(1) 経営発展支援事業</p> <p>ア 経営発展支援事業育成対策実施要綱別記1の第5の3に規定する補助対象事業費の上限額の3/4以内 （ただし、担い手経営発展支援事業費補助金</p>		

	<p>て、農林産物の場合にあっては国際水準 GAP（美味しまねゴールド等）を当該事業開始後 1 年以内を取得するものとし、非食用農産物の場合にあっては農林水産省が策定した「国際水準 GAP ガイドライン（その他非食用）」に準拠した農場管理を行うものとする。）</p> <p>（農業用ハウス本体又は灌水設備や養液システム等の栽培に要する付帯設備を整備する場合は、ハウス内環境をモニタリングする装置を設置する者に限る（ただし、付帯設備については、ハウス内に既に環境をモニタリングする装置が設置されている場合はこの限りではない。）。）</p> <p>イ 推進事業</p> <p>(2) 就農準備資金・経営開始資金</p> <p>ア 就農準備資金</p> <p>イ 経営開始資金（農業生産工程管理（GAP）によって適切に農場管理を行う者又は取り組もうとする者に限る。農林産物の場合にあっては国際水準 GAP（美味しまねゴールド等）を当該事業開</p>	<p>交付要綱（令和 3 年 5 月 6 日付け農第 8 6 号）の別記 1 の自営就農開始支援事業の対象経費については、上記に加え、補助対象経費（上限 3,000 万円（経営継承による改良・改修支援に係る事業については上限 600 万円））から補助対象事業費の上限額を除いた金額の 1/3 以内。また、ハウス等整備事業費補助金交付要綱（令和 3 年 4 月 1 日産支第 7 7 3 号）に規定する事業の対象経費については、上記に加え、補助対象経費（上限 3,000 万円）から補助対象事業費の上限額を除いた金額の 1/3 以内（ただし、市町村から当該金額の 1/3 の補助を受ける場合に限る。））</p> <p>イ 推進事業 所要額</p> <p>(2) 就農準備資金・経営開始資金</p> <p>ア 就農準備資金 定 額 （ただし、交付期間 1 月につき 1 人当たり 12.5 万円）</p> <p>イ 経営開始資金 定 額 （ただし、交付期間 1 月につき 1 人当たり 12.5 万円（なお、育成対策実施要綱第 5 の 2 の(2)のイの要件を満たす場合は夫婦合わせて上記額に 1.5 を乗じた</p>	<p>経費の欄に掲げるア及びイの経費からウの経費への流用</p>
--	---	---	----------------------------------

	<p>始後 1 年以内に取得するものとし、非食用農産物の場合にあつては農林水産省が策定した「国際水準 GAP ガイドライン（その他非食用）」に準拠した農場管理を行うものとする。）</p> <p>ウ 推進事業</p> <p>(3) サポート体制構築事業</p> <p>ア 就農相談員の整備</p> <p>イ 先輩農業者等による技術面等のサポート</p> <p>ウ 研修農場の整備（事業実施主体が農業法人等である場合は、農業生産工程管理（GAP）によって適切に農場管理を行う者又は取り組もうとする者に限る。導入機械等に係る作目について、農林産物の場合にあつては国際水準 GAP（美味しまねゴールド等）を当該事業開始後 1 年以内に取得するものとし、非食用農産物の場合にあつては農林水産省が策定した「国際水準 GAP ガイドライン（その他非食用）」に準拠した農場管理を行うものとする。）</p> <p>エ 社会人向けの農業</p>	<p>額)</p> <p>ウ 推進事業 所要額</p> <p>(3) サポート体制構築事業</p> <p>ア 就農相談員の整備 1/2 以内 (ただし、補助金上限 100 万円)</p> <p>イ 先輩農業者等による技術面等のサポート 1/2 以内 (ただし、補助金上限 100 万円)</p> <p>ウ 研修農場の整備 1/2 以内</p> <p>エ 社会人向けの農業研</p>	<p>経費の欄に掲げるアからエまでの経費からオの経費への流用</p>	
--	--	--	------------------------------------	--



	<p>研修の実施</p> <p>オ 事務等経費</p> <p>(4) 国際的農業人材育成事業 公益社団法人国際農業者交流協会が実施する海外農業研修に必要な旅費及び研修費</p> <p>3 新規就農者確保緊急対策 初期投資促進事業 ア 初期投資促進事業 (農業生産工程管理(GAP)によって適切に農場管理を行う者又は取り組もうとする者に限る。導入機械等に係る作目について、農林産物の場合にあつては国際水準GAP(美味しまねゴールド等)を当該事業開始後1年以内を取得するものとし、非食用農産物の場合にあつては農林水産省が策定した「国際水準GAPガイドライン(その他非食用)」に準拠した農場管理を行うものとする。) (農業用ハウス本体又は灌水設備や養液システム等の栽培に要する付帯設備を整備する場合は、ハウス内環境をモニタリングする装置を設置する者に限る(ただし、付帯設備については、ハウス内に既に環境をモニタリングする</p>	<p>研修の実施 定 額</p> <p>オ 事務等経費 所要額</p> <p>1 海外研修当たり助成対象経費の1/2又は60万円のいずれか低い額</p> <p>ア 初期投資促進事業 緊急対策実施要綱別記6の第5の3に規定する補助対象事業費の上限額の3/4以内 (ただし、担い手経営発展支援事業費補助金交付要綱(令和3年5月6日付け農第86号)の別記1の自営就農開始支援事業の対象経費については、上記に加え、補助対象経費(上限3,000万円(経営継承による改良・改修支援に係る事業については上限600万円))から補助対象事業費の上限額を除いた金額の1/3以内。また、ハウス等整備事業費補助金交付要綱(令和3年4月1日産支第773号)に規定する事業の対象経費については、上記に加え、補助対象経費(上限3,000万円)から補助対象事業費の上限額を除いた金額の1/3以内(ただし、市町村から当該金額の1/3</p>	<p>経費の欄に掲げるアの経費からイの経費への流用</p>	<p>1 事業費の増 2 事業費の30%を超える減</p>
--	---	---	-------------------------------	-----------------------------------

	装置が設置されている場合はこの限りではない。)。) イ 推進事業	の補助を受ける場合に限る。)) イ 推進事業 所要額	
--	-------------------------------------	----------------------------------	--

別記様式第1号（第3関係）（別表1、2(2)～(4)の事業）

令和 年度担い手育成・確保等対策事業費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

市町村長等 氏 名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、島根県担い手育成・確保等対策事業費補助金交付要綱第3に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

別紙のとおり

1 事業の目的

2 事業の内容

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する 経費（又は補助事 業に要した経費） （A+B）	負 担 区 分		備 考
		県補助金 （A）	そ の 他 （B）	
	円	円	円	
合 計				

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	
その他					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

- (1) 1の事業は人材力強化事業実施要綱別記1別紙様式第25号の実績報告（実績報告書の場合に限る。）
- (2) 2の(2)の事業は育成対策実施要綱別記2別紙様式第25号の実績報告（実績報告書の場合に限る。）
- (3) 2の(3)の事業は育成対策実施要綱別記4別紙様式第2号の実績報告（実績報告書の場合に限る。）
- (4) 2の(4)の事業は島根県国際的農業人材育成事業実施要領（令和4年7月28日付け農第466号）の実施計画（交付申請書の場合に限る。）及び事業実施状況報告書（実績報告書の場合に限る。）
- (5) 事業を委託して実施する場合は委託契約書の写し（実績報告書の場合に限る。）

(注) 事業の内容欄の記載は、人材力強化事業実施要綱別記1別紙様式第25号、育成対策実施要綱別記2別紙様式第25号又は育成対策実施要綱別記4別紙様式第2号の写しをもってこれに代えることとする。

別記様式第1号（第3関係）（別表2(1)、3の事業）

令和 年度担い手育成・確保等対策事業費補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

市町村長等 氏 名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、島根県担い手育成・確保等対策事業費補助金交付要綱第3に基づき補助金 円の交付を申請する。

記

別紙のとおり

1 事業の目的

2 事業の内容

3 経費の配分

区 分	総事業費 (A+B+C)	補助事業に要する経費（又は補助事業に要した経費） (A+B)	負担区分			備 考
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
	円	円	円	円	円	
合 計						

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
県 補 助 金	円	円	円	円	
市 町 村 費					
計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
計					



6. 総括表

交付対象者名	事業内容	総事業費 (A+B+C)	補助事業に要 する経費（又 は要した経 費） (A) + (B)	県補助金 (A)	補助対象事業 費の上限額ま での事業費に 対する県費			市町村費 (B)	その他 (C)
					国費 (A-1)	補助対象事業 費の上限額ま での事業費に 対する県費 (A-2)	その他県費 (A-3)		
小計									
小計									
合計									

※機械等整備内容ごとに1行で記載すること。

※「小計」欄には交付対象者ごとの合計を記載すること。

## 7 添付書類

### 交付申請書の場合

- (1) 市町村交付要綱
- (2) 2の(1)の事業は育成対策実施要綱別記1別紙様式1号(添付書類を含む)
- (3) 3の事業は緊急対策実施要綱別記6別紙様式第1号(添付書類を含む)
- (4) 県要件等確認資料(別添)
- (5) 事業実施設計書
- (6) 事業費の積算内訳(見積書)
- (7) 規模(機種)決定根拠資料(機械等利用計画を含む)
- (8) 機械等の整備(保管)場所が分かる図面(広域地図及び詳細位置図を含む)
- (9) 機械等のカタログ、施設の図面
- (10) 現況写真
- (11) 機械等管理規定
- (12) 青年等就農計画認定書又は農業経営改善計画認定書の写し
- (13) 青年等就農計画認定申請書又は農業経営改善計画申請書の写し
- (14) その他必要な資料

### 変更承認申請書の場合

- (1) 交付申請時の添付書類のうち内容に変更のあったもの
- (2) 事業費を変更する場合、変更後の事業費の根拠となる資料(入札関係書類、契約書など)

### 実績報告書の場合

- (1) 2の(1)の事業は育成対策実施要綱別記1別紙様式第10号の実績報告
- (2) 3の事業は緊急対策実施要綱別記6別紙様式第10号の実績報告
- (3) 事業を委託して実施する場合は委託契約書の写し
- (4) 財産管理台帳
- (5) 機械等の整備(保管)場所が分かる図面(広域地図及び詳細位置図を含む)
- (6) 機械等利用計画
- (7) 機械等管理規定
- (8) 出来高設計書、完成図面
- (9) 事業実績の分かるもの(入札書、見積書、発注書、契約書など)
- (10) 納品書/請求書/領収書(なお、領収書は金融機関の振込書でも可)
- (11) 補助事業専門通帳(口座)の写し
- (12) 写真(工事写真、納品写真、完成写真)
- (13) その他必要な資料

(注) 事業の内容欄の記載は、育成対策実施要綱別記1別紙様式第10号又は緊急対策実施要綱別記6別紙様式第10号の写しをもってこれに代えることとする。

別添

県要件等確認資料

市町村名	
交付対象者氏名	

1. 農業生産工程管理（GAP）の取り組み状況

作目名※
------

※導入機械等に係る作目は必須（それ以外は任意）

取り組み状況	チェック欄 (該当に○)	
農林産物の場合は、既に国際水準GAP（美味しまねゴールド等）を取得している。 非食用農産物の場合は、農林水産省が策定した「国際水準GAPガイドライン（その他非食用）」に準拠した農場管理に取り組んでいる。 繁殖牛の場合は、県が策定した「美味しまね認証の考え方に基づく生産工程管理」に準拠した農場管理に取り組んでいる。		国際水準GAP 取得時期  年 月  非食用、繁殖牛 等準拠開始時期  年 月
上記について、1年以内の取得（準拠）に向けた農場管理の改善に取り組んでいる。		国際水準GAP 取得予定時期  年 月  非食用、繁殖牛 等準拠開始予定 時期  年 月

2. 課税事業者

課税事業者（である・でない）

課税事業者であっても消費税込み金額で申請する場合、その理由

--

※本様式は交付対象者ごとに作成する。

別記様式第2号（第6関係）

令和 年度担い手育成・確保等対策事業費補助金変更承認申請書

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

市町村長等 氏 名

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあったこの事業について、島根県担い手育成・確保等対策事業費補助金交付要綱第6の規定に基づき下記のとおり計画を変更し〔金 円の追加交付（減額承認）を受け〕たいので、承認されたく申請する。

なお、その他については、申請書記載のとおりとする。

（注）1 金額の変更のない場合は〔 〕の部分を除くこと。

2 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

記

1 変更の理由

2 変更計画の内容

（以下別記様式第1号の記に準じて作成すること。）

（注） 変更事項についてのみ作成し、変更に係る部分について変更前を括弧書で上段に記載すること。

ただし、総括表（各様式に規定されている場合に限る。）、経費の配分及び収支予算については、変更がないものについても記載するものとする。

別記様式第3号（第8関係）

令和 年度担い手育成・確保等対策事業費補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

市町村長等 氏 名

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあったこの事業について、島根県担い手育成・確保等対策事業費補助金交付要綱第8の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金 円を概算払によって交付されたく請求する。

記

令和 年 月 日現在

区分	補助事業に要する経費	県補助金(A)	既受領額(B)		今回請求額(C)		残額(A)-(B+C)		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高	金額	〇月〇日迄予定出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

(注) 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の3「経費の配分」の区分欄に記載された事項について記載すること。

交付要綱第11のただし書きの規定に基づき、本概算払請求書をもって、事業遂行状況報告書に代える場合は、「備考」欄に「事業遂行状況報告（第〇・四半期末の進捗度）」を記載すること。

別表2(1)及び3の事業は「補助事業に要する経費」の欄を「総事業費」とすること。

別記様式第4号（第9関係）

令和 年度担い手育成・確保等対策事業費補助金交付決定前着手届

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

市町村長等 氏 名

事業計画に基づく以下の事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので了知願います。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等のあらゆる事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、市町村が負担するものとする。
- 2 交付決定額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

区 分	事業費	うち県補助金		着手予定 年月日	完了予定 年月日	理 由

(注) 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の3「経費の配分」の区分欄に記載された事項について記載すること。

別記様式第5号（第11関係）

令和 年度担い手育成・確保等対策事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

市町村長等 氏 名

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあったこの事業について、島根県担い手育成・確保等対策事業費補助金交付要綱第11の規定に基づき、下記のとおり事業遂行状況を報告する。

記

1 事業遂行状況（第 四半期末現在）

区 分	計画事業費 A	出来高事業費 B	進 捗 度 B/A	残高事業費	摘 要
	円	円	%	円	

2 事業開始年月日 年 月 日

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

(注) 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の3「経費の配分」の区分欄に記載された事項について記載すること。

別記様式第6号（第12関係）

令和 年度担い手育成・確保等対策事業実績報告書

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

市町村長等 氏 名

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあったこの事業について、下記のとおり事業を実施したので、島根県担い手育成・確保等対策事業費補助金交付要綱第12の規定により、その実績を報告する。

（なお、併せて金 円を精算払によって交付されたく請求する。）

記

- (注) 1 記の記載事項は、別記様式第1号の記の記載要領に準ずる。  
2 添付書類については、各事項の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。



別記様式第7号（第15関係）

令和 年度担い手育成・確保等対策事業費補助金  
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 年 月 日 号

島根県知事 様

市町村長等 氏 名

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあったこの事業について、  
下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付規則第11条に基づく確定額 金 円  
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2） 金 円

（注）3の金額の積算内訳等、参考となる資料を添付すること。